

宿泊税に対するご意見及び金沢市の考え方（回答）

【宿泊税制度見直し等に関する意見調査 / 調査期間：令和5年9月6日（水）～10月10日（火）】

| | いただいたご意見 | 金沢市の考え方 |
|-----------------|---|--|
| (1) 宿泊税の必要性について | | |
| 1 | <p>導入時は抵抗がありました。しかし、市政の尽力により観光に関する種々の施設の充実のために税が使われていることが観光従事者にも理解できるようになっている。観光資源、施設、及び多人数が収容可能な施設の維持・管理には観光都市及び古都金沢ならではの費用が掛かります。以上の点で宿泊税は金沢にとって必然と言わざるを得ません。日本全国及び世界から金沢の文化を堪能するため来沢する人々の数が多いほど、ほかの分野での税収効果にも繋がるという好循環を断ってはならないものだと思います。金沢の綺麗な街並みを歩く来沢者にとってその方が泊まった宿泊施設の宿泊料金には関係なく税が使われております。現在の京都のような観光公害と言われない様にするためにも現状維持を願う次第です。乱筆乱文似て申し訳ない。</p> | <p>本市では、北陸新幹線の開業に伴い、観光客が急激に増加し、一部の地域では、市民生活にさざ波が立つなどの影響も生じていたことから、金沢経済同友会や市議会からの提案も踏まえ、文化振興や、市民生活と調和した持続可能な観光振興を図ることを目的として、平成31年4月に宿泊税を導入しました。</p> <p>今後とも、宿泊税を有効に活用して、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を磨き高めるとともに、市民生活への影響を緩和し、住む人、訪れる人の双方にとって魅力的なまちづくりにつながる仕組みを構築してまいります。</p> <p>なお、宿泊税が有効に活用されていることが宿泊者や宿泊事業者の皆様に御理解いただけるよう、これまでの宿泊税を活用した事業、決算額の内訳等の分かる資料をホームページ等で公開しています。</p> |
| 2 | <p>金沢の観光レベル維持、レベルの向上、自然災害時の観光客の安全対策等に宿泊税は必要と思う。住居旅館であること、感染リスク、防犯、人手がなく高齢ということから毎月宿泊申告0人。申し訳なく存じています。</p> | |

(2) 税制について ①税率・税額の引下げや免税点の導入を求める御意見

| | | |
|---|---|---|
| 3 | 安宿にとっては一人200円の税はお客様にとってかなりの負担になります。是非減額の検討をお願いします。 | 地方税法により、道府県又は市町村は条例で定める特定の費用に充てるために法定外目的税を課することができることと定められて |
| 4 | とにかく宿泊税やめるか安くしてください。小さな宿にはとても負担が重いです。1万円以下免税をお願いします。 | おり、この規定に基づき、文化振興や、市民生活と調和した持続可能な観光振興を図ることを目的として、平成31年4月に宿泊税を |
| 5 | 低価格帯のホテルに対する対応（減額や免税）については評価するし期待している。少しでも業務負担の軽減をしてほしい。 | 導入しました。導入に当たっては、総務大臣に協議し、その同意を得ています。 |
| 6 | 3,000～4,000円の宿泊料を求めてのお客様は200円ごときでもシビアな反応をとります（まだとるの？聞いてない、何のために？がめついね 等）。中国人で最後まで支払わない人もいました。すべてを受け止めるのは宿側であり、19,999円の宿泊料をとる宿と同じなのは常々不満のもとでした。宿泊代を努力している個人経営の宿に対しての配慮を金沢市として示していただきたいです。 | その際の制度の基本的な考え方は、宿泊料金にかかわらず、宿泊客が受ける行政サービスに変わりはないとの考えから、また、できるかぎり簡素で分かりやすい仕組みが望ましいという宿泊事業者団体からの御意見や御要望を踏まえ、免税点を設けずに全ての宿泊客に広く負担を求めるというもので、先に導入した京都市と同様の考え方でした。 |
| 7 | 金沢によく来られる方は宿泊税にご理解いただいておりますが、初めての方でカード決済で支払いが終わっておられる方は宿泊税のお支払いがまだですとのお伝えすると、何のお金？とよく言われ、説明するのに毎回時間を要する時があります。それともう少し値上げしたいと思っても宿泊税があるので常連のお客様にも値上げしにくいので、低料金の施設は100円又は非課税だったら助かります。ビジネスでご宿泊の方には特に感じます。 | 今回、導入から5年目を迎えて制度の検討を行いました。その中では、令和4年度に実施した金沢市宿泊税条例施行後の状況に関する調査の結果を踏まえ、金沢市宿泊税条例施行後の状況に関する調査検討会議において有識者から低価格帯の宿泊施設への宿泊者に対する負担が重いとの御意見を受けたこと、市議会総務常任委員会でも同様の御意見を受けたこと、さらに、宿泊税制度見直し等に関する意見調査における制度を見直した場合の事務負担等に対する宿泊事業者の皆様の御意見等を総合的に勘案して、宿泊料金5,000円未満の宿泊を免税とすることとしました。 |

| | | |
|----|--|--|
| 8 | <p>税の用途、目標税額が明確でない本制度にはなほだ疑問を感じます。ただ漠然と宿泊者から税金を徴収しているようで、宿泊者からは不評で、宿泊事業者にも負担を与えています。特に人出不足の現状において。徴収税額を細分化するのは煩雑であり、2万円未満の場合はすべて0円にしてほしいです。市の方には誠実で真摯な対応を望みます。</p> | <p>なお、課税対象は、旅館業法の許可施設及び住宅宿泊事業法の届出施設における宿泊としており、クルーズ船は課税対象となりません。</p> <p>また、宿泊税は、一般の歳入歳出と区分する必要性が低いことから一般会計に計上しておりますが、宿泊税が有効に活用されていることが宿泊者や宿泊事業者の皆様にご理解いただけるよう、これまでの宿泊税を活用した事業、決算額の内訳等の分かる資料をホームページ等で公表しています。</p> |
| 9 | <p>宿泊税は金沢市の財源として、とても大切なことは承知していますが、宿泊税はあくまでオーバーツーリズムの起こっている地域で行うべき施策だと認識しています。大阪・京都と比較して、個人事業者の所得増を目指すなら、観光客はまだ増加して良いフェーズです。観光客目線で、大阪は交通インフラが充実しており、観光客数も金沢市の十倍近いです。その大阪では一万円未満は宿泊税が掛からないのに、田舎の地方都市である金沢市が一律で宿泊税を徴収するのは不足した財源確保の意味合い以外考えられません。不足している財源確保や街並みの景観維持は一般税を上げること、すなわち、大企業誘致によって税収を上げてもらいたい。</p> <p>腕の良い役所の仕事は本来、関所を設けることではなく、企業誘致で市民に活力を与えることであってほしいです。そのため、一万円未満の宿泊税は不要としてもらいたいです。</p> | |
| 10 | <p>お世話になっています。一泊が5,600円程度の規模の宿にとって一人一泊当たり200円の金沢市独自の宿泊税はとてもきつい額で</p> | |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>す。他都市の同業と比べ納税のお定めに違いの大きさに残念な思いは正直あります。また本税の用途は、まちなり事業は【利用料金は使用者から取りますが】見せやすいです。一方他事業においてはアフターの改善・進化が見えにくいため、宿泊業者にどんな恩恵がリターンしているかわかりません。</p> <p>税額0円を新設し、他都市と自由競争しやすい環境を推進してください。観光立県をめざすのであれば、他都市及び観光関連産業にも薄く広く観光立県構築のための施策を県全体で展開してほしい。</p> | |
| 11 | <p>観光の客からは宿泊税を取り、ビジネスの客からは取らない。低価格のホテル利用の客と高価格を利用する客を同じ扱いにしないでほしい。金沢に来る客すべてに宿泊税を課すのはおかしい。宿泊税は観光税にすべきである。低価格のホテルは非課税にすべきである。</p> | |
| 12 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 石川県全体での宿泊税ならある意味納得できるが、金沢市だけでは不公平である。富山福井石川三県一体を忘れず。 2. 1万円以下の宿泊料金は徴収は必要なし(ビジネス、工事関係) 3. クルーズ船はなぜ徴収しないのか。 4. 宿泊税について 1万円未満0円 1万円－2万円200円 2万円以上500円が妥当と思う。 5. 宿泊税は一般会計とせず特別会計とすること 6. 宿泊金沢素通り 忘れずに | |

| | | |
|----|---|--|
| | 7. 本社が金沢になれば法人税が入らない。悪徳不動産業者や大手の土地ころがしで、長年培ってきた地元中小業者やつぶれる寸前。地に足のついた財務税制を要望する。 | |
| 13 | 免税点の金額については税収面もあり議論は必要であるが、施設としてはわかりやすい金額（10,000円、5,000円）で設定をお願いしたいと考えます。 | 納税者・特別徴収義務者の皆様のいずれにとっても分かりやすい金額となるよう、宿泊料金5,000円未満の宿泊を免税としました。 |
| 14 | 個人的には低価格帯ホテルの税負担を下げることには賛成です。ただし、低価格帯ホテルの優遇に関しては、室数制限（例えば50室以下のホテルなど）をかけてほしい。（せっかく金沢市内のホテルの単価が上がり始めた中で、大規模ホテルが安売りすると、ホテル全体の質が落ちてしまう。） | 宿泊税は、旅館業法の許可施設及び住宅宿泊事業法の届出施設における宿泊を課税対象としており、宿泊施設の規模等により免税とする制度は他の地方公共団体でも事例がなく、課税の公平性の観点から課題が多いと考えています。 |
| 15 | 1日1組限定の宿でお客様も少人数ですし、ほぼ1人勤務の為、月末月初の仕事量が増え、銀行へ入金など15時に間に合わない事も多くあります。小さな施設は宿泊税の廃止を希望します。 | |
| 16 | 年間売り上げの少ないところは免除する（例：1千万円未満など） | |
| 17 | ゲストに請求すると「単価が低い宿を選んだのに」といわれてケンカになることがある。その時の対策や通訳を準備してほしい。単価の低い人からは徴収しないでほしい。 | <p>宿泊料金5,000円未満の宿泊を免税としました。</p> <p>宿泊税の周知については、今後も引き続き努めてまいります。宿泊事業者の皆様におかれましても、ポスターの掲出やチラシの配置、WEBサイトやOTAサイトで宿泊客の方に納税の義務があることを御説明いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、本市からお配りしていますチラシについては、表記する言語の拡大を検討しています。</p> |

| (2) 税制について ②現行制度の維持を求める御意見 | | |
|----------------------------|--|---|
| 18 | できれば変えないでほしい。細くなるのは嫌です。 | <p>有識者や議会からの御意見、宿泊事業者の皆様に対する事務負担や価格競争に関する調査の結果等を総合的に勘案し、低価格帯の宿泊施設への宿泊者の負担を軽減するため、宿泊料金5,000円未満の宿泊を免税とすることとしました。御意向に沿えず申し訳ございませんが、御理解を賜りますようお願いいたします。</p> |
| 19 | 現時点の税区分でも徴収時の計算の手間がかかるため、これ以上の区分の増加は求めません。 | |
| 20 | 現行通りが希望であり、変更があるとすれば廃止でお願いしたいです。 | |
| 21 | 混乱を避けるためにも免税には疑問を感じます。また、今後インバンドも増えますので、街のサインの変更や歩きやすい環境の整備も必要と考えておりますので、宿泊税の徴収は大変重要と思います。現状よりも宿泊税が減ることは避けるべきと思います。また、すべての宿泊施設においてその役割があるとおもいます（徴収）。現行ルールのままが希望でございます。引き続き宜しくお願ひいたします。 | |
| 22 | これだけの期間やってきたのだから、ここで変に仕組み変えないでいただきたい。低価格で商売してるところから要望があるのかもしれないが、一定件数以上の客を扱う側からすると、これ以上事務作業の手間が増えるのは勘弁してほしい | |
| 23 | 今回の見直しには全面的に反対します。10月からはインボイス制度も始まり、事務処理の増加は明らかです。 | |
| | | |

| (2) 税制について ③その他 | | |
|-----------------|--|---|
| 24 | 定率制はやめてもらいたい。 | 定率制についても検討を行いました。定額制を維持しながら、宿泊料金5,000円未満の宿泊を免税としました。 |
| 25 | 現行の制度では零細な施設では負担が大きいと思われま。 | 宿泊税は、旅館業法の許可施設及び住宅宿泊事業法の届出施設における宿泊を課税対象としています。今般の見直しでは、宿泊料金5,000円未満の宿泊を免税としました。 |
| 26 | 金沢の宿泊施設の価格競争による値下げは全ての施設においてデメリットが大きいため、宿泊税は適正な宿泊価格の設定を促す制度になり得ると感じます。物価上昇に伴い宿泊価格も値上げをし給与のベースアップを行わなければならない状況ですが、価格競争により宿泊価格の値上げに踏み切れないのが金沢の施設の現状かと思ひます。低価格帯の制度の見直しも必要かと思ひますが、高価格帯のメリットもあつても良いように思ひます。 | 今般の見直しでは、宿泊税の税額の引上げ等を行わず、宿泊料金5,000円未満の宿泊を免税としました。今後とも、宿泊税を有効に活用して、多くの方に金沢へお越しいただくための施策にも取り組んでまいります。 また、宿泊税が有効に活用されていることが宿泊者や宿泊事業者の皆様に御理解いただけるよう、これまでの宿泊税を活用した事業、決算額の内訳等の分かる資料をホームページ等で公表しています。 |
| 27 | 宿泊税はこれ以上上げないでください。金沢市に観光しに来る外国人の数はまだまだ少ないです。宿泊税を上げるよりもっともっと金沢市の良さをアピールして京都市のようにもっとたくさんの観光客をよんで頂けたら助かります。どうぞよろしくお願ひします。 | |
| 28 | いつもありがとうございます。お陰様で街なかの設備も充実し、外からの人に優しい街とは、住んでいる人にも快適な街なのですねと実感しています。そういう意味で金沢市民としては、宿泊税を下げることも大きく上げる方向も一つの考え方でしょう | |

| | | |
|----|---|---|
| | し、とかく迷惑がられる観光客も、そういう形で市民生活に貢献していると、そこの丁寧な広報も市には是非期待したいと思います。税額区分を小さく区切ることは、宿泊事業者の負担増でしかないので困ります。いっそのこと一律で大きく上げてしまうのも1つでしょう、繰り返しになりますが。お忙しいところありがとうございました。 | |
| 29 | 学生に宿泊税の支払いは考えた方が良いのでは？ | 簡素な税制とするため、修学旅行生を含め、全ての宿泊者を課税対象としていましたが、今般の見直しにより、宿泊料金5,000円未満の宿泊については、課税免除としました。 |
| 30 | 地方のみとか、ある地方とかだけではなく全国统一でやるべきこと。現場は常にお客様から、「何故？金沢は税金があるんだ！」と言われ続けている！！税を取る取らない金額の問題ではなく、国民が納得いく説明をお願い致します。 | <p>地方税法により、道府県又は市町村は条例で定める特定の費用に充てるために法定外目的税を課することができる」と定められており、この規定に基づき、文化振興や、市民生活と調和した持続可能な観光振興を図ることを目的として、平成31年4月に宿泊税を導入しました。導入に当たっては、総務大臣に協議し、その同意を得ています。</p> <p>今後とも、宿泊税を有効に活用して、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を磨き高めるとともに、市民生活への影響を緩和し、住む人、訪れる人の双方にとって魅力的なまちづくりにつながる仕組みを構築してまいります。</p> |
| 31 | 宿泊税区分を細かく設定することでフロント業務に大変負担となります。一律徴収を希望します。 | 有識者や議会からの御意見、宿泊事業者の皆様に対する事務負担や価格競争に関する調査の結果等を総合的に勘案し、低価格帯の宿泊施設への宿泊者の負担を軽減するため、宿泊料金5,000円未満の宿 |

| | | |
|----|---|---|
| | | <p>泊を免税としました。御意向に沿えず申し訳ございませんが、御理解を賜りますようお願いいたします。</p> |
| 32 | <p>宿泊税の用途として交通混雑の緩和と安全な歩行環境の確保とあるが、なんで宿泊業者だけが出さなあかんのか？歴史、伝統、文化などの魅力を高めるといふ以上、すべての事業者から取るべきと考える。公平であるために定率が良い。名称は「文化税」「観光税」等々。金沢がオーバーツーリズムになる前に宿泊税なんて小さいものではなく広い税制を考えておく必要があると考える。ただし公平に。大手有利にならないように。</p> | <p>宿泊者は、日帰り客よりも滞在時間が長く、行政サービスの受益の程度が大きく、また、滞在中の消費額も大きいことから、担税力があるものと考え、宿泊税の負担をお願いしています。新たに免税点を設けますが、宿泊事業者の規模等にかかわらず、旅館業法の許可施設及び住宅宿泊事業法の届出施設における宿泊を課税対象としております。</p> |
| 33 | <p>宿泊税については街中のホテルなどに限定してはどうか？</p> <p>理由 1 徴収された金額の使用用途について我々の施設、地域の設備、インフラへの改善資金として還元されている感じがしない。街中の方ばかりに投資されているように思え、不公平である。</p> <p>2 金沢市における唯一のキャンプ場であるが、多自治体との競争、物価高、施設の老朽化などの逆風が吹いているところに、税金だけ徴収され競争力を失わされており、首を絞められる思いである。</p> <p>3 せめて、徴収代行した金額分くらいのインフラ整備を希望する。また、使用用途について、報告をしてほしい。</p> | <p>宿泊税は、宿泊施設の立地等にかかわらず、旅館業法の許可施設及び住宅宿泊事業法の届出施設における宿泊を課税対象としております。</p> <p>宿泊税の使途については、①まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興、②観光客の受入れ環境の充実、③市民生活と調和した持続可能な観光の振興、の3つの方向性に沿って、毎年度予算編成の過程で検討してまいります。なお、令和6年度については、さらに④能登地域を含めた広域観光の推進に向けても活用することとしています。</p> <p>また、宿泊税が有効に活用されていることが宿泊者や宿泊事業者の皆様に御理解いただけるよう、これまでの宿泊税を活用した事業、決算額の内訳等の分かる資料をホームページ等で公表しています。</p> |

| (3) 宿泊税の特別徴収事務について | | |
|--------------------|---|---|
| 34 | 宿泊施設が宿泊税を徴収する仕組みを変えていただきたい。 | <p>宿泊行為に対して課税するため、宿泊事業者の皆様に、特別徴収義務者として徴収をお願いするものです。宿泊事業者の皆様の負担を考慮して、納入金額の一定割合を特別徴収事務交付金として交付しておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>また、宿泊税が有効に活用されていることが宿泊者や宿泊事業者の皆様に御理解いただけるよう、これまでの宿泊税を活用した事業、決算額の内訳等の分かる資料をホームページ等で公表しています。</p> <p>法令等に基づき取り扱うことから、納税者に対する罰則はありませんが、宿泊税の納付について御理解いただけるよう、今後も周知に努めてまいります。</p> |
| 35 | <p>負担が多く、徴収と支払いをするのにも費用が掛かっており困る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用用途の明確な開示 ・支払わない人に対する罰は？ | |
| 36 | <p>宿泊税の記入方法について、現状毎日の宿泊人数を記載するようになっているが、連泊される場合に入力が煩雑になっている（宿泊日毎の人数をカウントしている）ので、連泊の場合、チェックイン日にまとめて人数を記入してもよいようにしてほしい（月をまたぐ場合は除く）。</p> | <p>宿泊税納入申告書に添付していただいている宿泊税月計表は、宿泊施設で作成・保管をする帳簿と売上傳票との整合性を確保するため、日ごとに税率別の課税対象宿泊数等の記載をお願いしているものですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。なお、記載事項が宿泊税月計表と同様であれば、様式は問いません。</p> |
| 37 | <p>宿泊税の納付について、毎月末までの報告・納付としているが、3ヶ月毎にならないか。</p> | <p>前月までの12か月の宿泊税の申告納入すべき額が120万円以下であるなど一定の要件を満たして承認を受けた場合には、申告納入を3か月ごとに行うことができます。詳細については、「宿泊税特別徴収事務の手引」の16ページ及び17ページを御参照ください。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| 38 | お客様への周知ができておらず、警察を呼ばれました。深夜1時です。そういった場合でも説明してくれる窓口も作ってほしいです。（外国人も理解しない場合、窓口があれば紹介できます。） | 本市としても、宿泊税の周知徹底に努めてまいります。宿泊事業者の皆様におかれましても、ポスターの掲出やチラシの配置、OTAサイトで宿泊客の方に納税の義務があることを御説明いただくとともに、徴収しやすい方法でご対応いただきますようお願いいたします。 |
| 39 | OTAでの予約オンライン決済が多いので、税だけ現金での徴収になるのが正直負担です。OTAのサイトに記載していても伝わっておらず、お客様とトラブルになることも多々ある。特に海外の方(多くはアジア系)は日本と物価が違うため100-200円でもトラブルになることも。トラブル防止で事前にメッセージを入れたら無断キャンセルにもなった。何か対策をお願い申し上げます。 | なお、本市からお配りしていますチラシについては、表記する言語の拡大を検討しています。 |

(4) 宿泊税の納入について

| | | |
|----|---|--|
| 40 | 宿泊税の納入について オンラインでの納付を可能として欲しい。現行は毎月金融機関の窓口で納付している。 | 宿泊税の納入については、これまで御負担をおかけしていましたが、令和5年10月からeLTAX（地方税ポータルシステム）による電子申告と電子納付が御利用いただけるようになりました。 |
| 41 | 電子納付が可能になるとのお知らせ、うれしく思います。 | |
| 42 | 電子納税がスタートすること、毎回遠路支払いに行かなければ行かず困っておりました。そのため今回の電子納税は大変ありがたいです。ご対応ありがとうございました。 | |
| 43 | 支払い方法について。インターネットバンキングからの振り込みが出来るようにしてほしい。時間の無い中で、銀行窓口へ行かないと支払いが出来ないのは、非常に負担が大きい。 | |
| 44 | 宿泊税の毎月一回の金融機関での納付作業が負担であった。今回電子申告納税がスタートすることで、改善が期待される。 | |

| | | |
|----------------|---|--|
| 45 | 銀行振込口座を作ってほしい。 | 口座振込には対応していませんので、お手数ですが、eLTAX（地方税ポータルシステム）による電子申告と電子納付を御利用くださるようお願いいたします。 |
| (5) 宿泊税の使途について | | |
| 46 | 宿泊税の使い道をもっと見える化してほしい | <p>宿泊税の使途については、①まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興、②観光客の受入れ環境の充実、③市民生活と調和した持続可能な観光の振興、の3つの方向性に沿って、毎年度予算編成の過程で検討してまいります。なお、令和6年度については、さらに④能登地域を含めた広域観光の推進に向けても活用することとしています。</p> <p>宿泊税が有効に活用されていることが宿泊者や宿泊事業者の皆様にご理解いただけるよう、これまでの宿泊税を活用した事業、決算額の内訳等の分かる資料をホームページ等で公表しています。</p> |
| 47 | 宿泊税の使い道についてもっと広く公表されるとよいのでは、と思います。 | |
| 48 | 具体的な宿泊税の使用用途を教えてください。宿泊者からクレームが入っていました。 | |
| 49 | 目的税であるのならば、利用用途や使われている施設や内容をもっとアピール（広報やポスター掲示）してもよいかと考えます。 | |
| 50 | 宿泊税が結局何に使われているか不明であるように感じる。普通の会社なら明細をつけて報告書を出すのが当たり前で、不明であれば不正を疑われて問題であるのに、どうして税金に関してはあいまいにされるのかなと思います。 | |
| 51 | 宿泊税の使用用途を明確に公開して頂きたい。宿泊税総額と観光振興経費の対比を示して頂きたい。観光振興費と比較して宿泊税はわざわざ徴収して納税する費用対効果はあるのか？ | |
| 52 | 具体的に何に使われているのか、英語で伝えるのは難しい。パンフレットやもっと数字や実際のものを提示してほしい。 | |

| | | |
|----|---|--|
| 53 | <p>宿泊客はほとんどが外国の方です。税については説明やトラブルなどが面倒なので徴収せず、宿代から捻出しております。そういう意味では多少不満はありますが、手のこりが減るものの、金沢というまちの魅力、古い建物や守るべき美観が数百年後も維持されるために使われて欲しいなあと切に願います。</p> | |
| 54 | <p>宿泊税は何に使用しているのですか。具体的な使用場所、金額、だれが決めて予算をどのように決めているのか分かりません。市内ばかり優遇され、郊外には何か使用しているのですか。</p> | <p>宿泊税の使途については、予算編成の過程で検討を行っており、目的税としてその目的に合致した事業に活用することとしています。</p> |
| 55 | <p>宿泊税の使い道について、適正かどうかを第三者機関で精査してほしい。</p> | <p>第三者機関を設置する予定はありませんが、市議会での審議や監査委員等による監査の対象となっています。</p> |
| 56 | <p>宿泊税の使用されるメリットが少ない。オーバーツーリズムというのであれば20部屋以上のホテルなどは敷地内でバスが侵入できるなど道路の邪魔にならないよう条例を作るべき。</p> | <p>宿泊税の使途の柱のひとつとして、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を掲げており、交通混雑の緩和や公共交通の充実、歩けるまちづくりの推進、観光客の分散等幅広い取組に活用しています。その他、宿泊税を充当しない事業でも、渋滞の緩和や走行環境の改善を目的とした事業を実施しております。引き続き、多面的に取組を進めてまいります。</p> |
| 57 | <p>宿泊税の収入により、様々なことに活用されていることは理解している。大阪府では先月、旅館業、特区民泊、住宅宿泊事業すべてに適用される環境整備促進事業の補助金が提示されたようです。中でも災害対策に関するものも多く、金沢市でもぜひ、ご検討いただきたいと思う。</p> | <p>安全・安心な観光の提供は、選ばれる観光地の重要な視点であるため、災害時の安全確保や環境整備の施策を引き続き検討していきます。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| 58 | <p>できたら宿泊税は止めて欲しい。面倒です。ただし、残すならちゃんと観光のために使って欲しいです。観光課へ紙の英語の観光マップをもらいに行ったら「もう作るのをやめた」と言われました。なぜならデジタルマップに移行したからと言われました。市内にはFree Wi-Fiもあるからと。デジタルマップを使っている人を見た事ありません。市内のFree Wi-Fiは遅すぎて使い物になりません。街中でつながったらイライラするので切ってます。ちゃんと各国語の紙マップを作って欲しいです。</p> | <p>旅行者の情報取得手段がデジタルメディア中心に変化している中、費用対効果やペーパーレスの観点から「金沢市観光デジタルマップ」への移行を進めており、今後、観光公式ホームページなどデジタルメディアへの誘導を目的とした日本語や英語など多言語の紙媒体の観光マップを作成予定としています。</p> |
| 59 | <p>以前の充実した各国語案内パンフレットを復活してください。復活したパンフレットを各国語最低10部ずつ送ってください。</p> | <p>世界的に旅行者の情報取得手段がデジタルメディア中心に変化している中、費用対効果やペーパーレスの観点から、本市ではパンフレットは必要最低限に絞り、Webサイトメインとし、その充実化を図っているところであり、以前のパンフレットの復活は考えていません。</p> |
| 60 | <p>まちなり自転車のスマホ対応案内が日本人や外国人に分かりやすい工夫をもっとしてください。</p> | <p>貴重なご意見、ありがとうございます。利用される方が「まちなり」をより利用しやすいよう、今後も運営事業者とともに案内を工夫してまいります。</p> |
| 61 | <p>金沢周遊バス専用のもっとわかりやすいA4 1枚のパンフレット（時間、ルート、バス停、支払い方法 等）にしてください。</p> | <p>いただいたご意見については、交通事業者にお伝えします。</p> |
| 62 | <p>同じ宿泊税を徴収しているのに、金沢市は施設改修費の補助金の可否を差別しているのはいかがなものかと思えます。そういう差別は、直ぐに撤回して頂きたい。</p> | <p>宿泊施設改修事業費補助は、観光客の受入環境整備やおもてなしの向上を図る目的の制度であり、主たる目的が観光客を受入れする宿泊施設を対象としています。</p> |
| 63 | <p>宿泊税の使い道は正しいのか？まちは道からというのでもっと道路歩道の整備に充ててもらいたい。外からこちらに来たが道</p> | <p>宿泊税の使途の柱のひとつとして、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を掲げており、修景舗装や無電柱化により観光地周辺</p> |

| | | |
|-------------------|---|---|
| | <p>がひどいというのが第一印象。あと手入れされていないボロビルが多い。景観以前の問題。道路に穴が開いていてもずっと放置されている。片町交差点であっても。汚いアーケードが数十年ぶりに改修されるそうだが遅きに失している。自転車での観光もすすめているなら、歩道の滑りやすいタイルはやめる、いちいち気に障る段差を解消する等旅行者目線でもっと改善すべき箇所がたくさんある。伝統、芸能、文化に金を使うのもよいが、足元の道路にもっと金を使ってほしい。整備して40～50年放置されている道路が多すぎる。アスファルトがはがれポロポロになっており、自転車に乗ると非常に不快。車しか乗らない人はわからないが、旅行者の本音だと思う。</p> | <p>の歩行環境の整備を図っています。また、宿泊税を活用した事業ではありませんが、市道の舗装の老朽化に対応するため、舗装長寿命化修繕計画に基づく舗装工事を実施しています。</p> |
| (6) 特別徴収事務交付金について | | |
| 64 | 事務交付率の引き上げ、特例措置の延長 | 特別徴収事務交付金については、宿泊税の導入からの5年間（令和6年3月までの申告納入分に対する交付金）は、特例措置による |
| 65 | 最近は、クレジットカード・電子マネー・QRコード支払いが増加しています。これらの手数料はホテル負担となりますので、特別徴収の協力金の額も見直し増額してほしい。 | 上乗せにより、他自治体と比較して手厚い制度としていましたが、令和6年10月の免税点の導入に伴う宿泊事業者の皆様の負担増を踏まえ、さらに5年間延長いたします。 |
| 66 | 小さい施設では現金徴収も大変です。深夜に来る人たちにも対応しており、人件費もかかります。今後も続けるなら代理徴収している施設へも引き続き金銭面などで支援が必要です。 | 宿泊税の特別徴収の事務の負担を考慮して、特別徴収事務交付金の制度を設け、交付金をお支払いしています。 |

| | | |
|------------------|--|--|
| 67 | 宿泊税はホテル事業者にとって手間でしかなくメリットもないので、市に代わって徴収するホテル事業者に対する報酬を検討してほしい。 | |
| (7) レジャーホテル等について | | |
| 68 | ラブホテル、民泊には宿泊税は必要ないと思います。(2件) | 宿泊税は、旅館業法の許可施設及び住宅宿泊事業法の届出施設における宿泊を対象としております。これは、宿泊税を導入している多くの地方公共団体と同様の取扱いとなっています。 |
| 69 | ラブホテルは宿泊税の対象外としてほしい。(一般ホテルとラブホテルは明らかに業態が異なるので、同じ宿泊施設としてまとめないでほしい) | |
| 70 | 宿泊はコロナ以前の水準(売上)に戻らない。ゴールデンウィークしか県外からのお客様はいないのでラブホテルは宿泊税の対象から除外してほしい。 | |
| 71 | 宿泊税を納付する以上、性風俗産業を職業差別するのはやめて下さい。 | |
| (8) その他 | | |
| 72 | 宿泊税の制度変更に伴うシステム改修費用等が多くかかる。システム改修等に係る補助金制度があれば良い。 | 令和6年10月の免税点の導入に伴う宿泊事業者の皆様の負担増を踏まえ、特別徴収事務交付金の交付額の上乗せ措置を5年間延長いたしましたので、御理解を賜りますようお願いいたします。 |
| 73 | コロナの助成金に関して、一部のホテルから「単価の高いホテルへの助成額は、低単価ホテルと同じであったことに矛盾を感じる。販売価格を考慮した税制にするのであれば、緊急時の助成金も販売価格に準じてほしい。」との声もありました。 | 宿泊税については、宿泊料金にかかわらず、宿泊客が受ける行政サービスに変わりはないとの考えから、全ての宿泊客に広く負担を求めるとともに、高額な宿泊料金の宿泊者については、その負担能力に見合った負担を求めるとしてございました。今回の制度の検 |

| | | |
|----|--|--|
| | | <p>討では、低価格帯の宿泊料金の宿泊者への配慮が必要との御意見を 受け、5,000円未満の宿泊を免税することといたしました。</p> |
| 74 | <p>宿泊税の記入方法などインボイスが始まりますが、どう記入する のが正解かわからない。宿泊税は旅館で負担しているので・・・。</p> | <p>インボイス制度については、申し訳ございませんが、国税局、税 務署等にお問い合わせくださるようお願いいたします。</p> |
| 75 | <p>そもそも前市長はリーマン級の不況が来たらこれを行わないと 断言したが、1年後にコロナが流行しリーマンの比ではない不況 が襲ってきても何も対応しなかった。わずかな補助金は顧客回復 の手段と本質的に異なる。当局は自分たちに都合が良い者を識者 に仕立て、情報操作を介し市民に正確なことを伝えていない。宿 泊税のためにどれだけの客を金沢市が失っているか目を覚まし て見てほしい。ビジネス客は観光客と異なり少しでも経費が掛か らない手段を徹底して選ぶことを気付いてほしい。貴方だったら どうします。同じ質のサービスを10分離れた先に200円安く提供 するところがあれば・・・！</p> | <p>税制については、有識者による調査検討会議からの報告を受けて 見直すことといたしました。情報操作との御指摘については、事実 と異なるものと受け止めています。金沢市宿泊税条例施行後の状況 に関する調査検討会議については、報道機関に全面的に公開の上、 会議資料及び議事録を全てホームページで公開して、透明性の確保 に配慮しています。</p> |